

◆保税内部監査人研修

1. 自主管理制度について
2. 内部監査について
3. 内部監査のポイントについて
4. 保税業務検査について



神戸税関
監視部保税地域監督官

1 自主管理制度①（基本的な考え方）

【自主管理の基本的な考え方】

- ◎ 税関は、倉主が
 - ・ 関税関係法規のルールを順守するという信頼感を持ち、
 - ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって自主的に的確に行われることを期待している
- ◎ 倉主は、
 - ・ 自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理する



つまり、自主管理制度において

- ◎ 倉主は、上記基本的な考え方に基づいて、
 - ・ 搬出入、取扱等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速・的確に記帳する
- ◎ 税関は、事後又は臨時的に
 - ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
 - ・ 倉主が自ら定めたルールに沿った貨物管理状況の的確性を確認する

1 自主管理制度②（自主管理制度の変遷）

- 昭和29年 ⇒ 現行関税法施行
 - ・ 税関による直接管理
(貨物の搬出入の都度、税関へ届け出及び税関職員の立会)
- 昭和46年 ⇒ 自主管理の試行的導入
- 昭和47年 ⇒ 制度として導入（法的措置：自主管理指定制度）
 - ・ 倉主（一部）による間接管理
(取締上支障がないと指定した保税地域では、貨物の搬出入の事実を記帳することにより、届け出を不要とした)
- 平成4年 ⇒ 社内管理規定（CP）整備の指導開始
- 平成9年 ⇒ 完全自主管理へ移行（貨物管理に関する手続き簡素化）
 - ・ すべての保税地域に記帳義務を課し、搬出入届出を廃止
 - ・ 輸入許可済貨物を保税管理の対象から除外
- 平成12年 ⇒ 社内管理規定（CP）整備を基本通達化
- 平成13年 ⇒ 執務時間外の搬出入等に係る届け出制を廃止

1 自主管理制度③（自主管理制度と社内管理規定（CP））

◎ 自主管理制度において、

貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速・的確に記帳することになる

CP（Compliance Program）：
貨物管理に関する社内管理規定

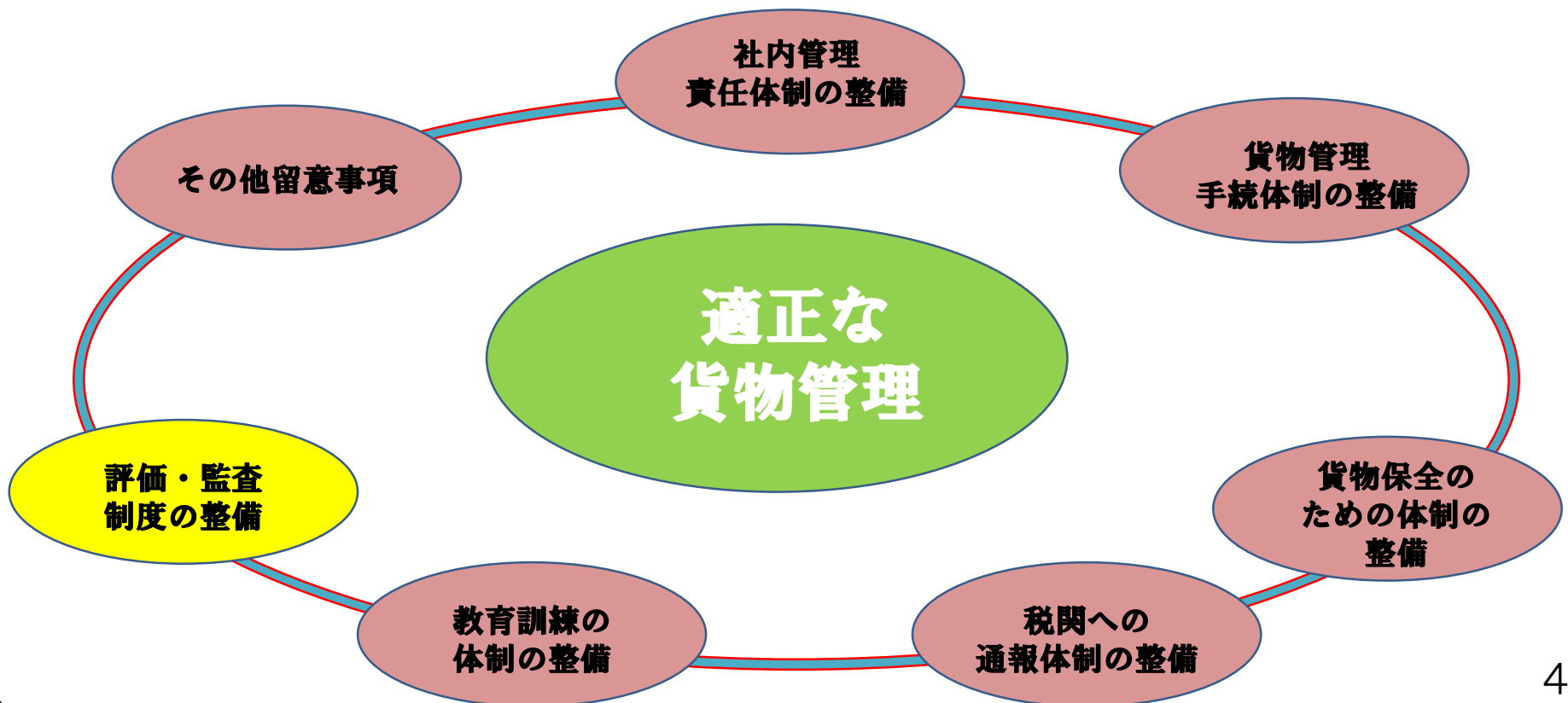
◎ 社内管理規定（CP）の目的【関税法基本通達34の2-9】

保税地域の企業内における適正な貨物管理を確保し、もって、関税法その他関係法令の規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

1 自主管理制度④（社内管理規定（CP）の概要）

◎ 社内管理規定（CP）の目的【関税法基本通達34の2-9】

保税地域の企業内における適正な貨物管理を確保し、もって、関税法その他関係法令の規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。



2 内部監査① (基本的な考え方)

◎ 内部監査とは (一般的定義)

- 企業等の組織体の目標達成に対して、効果的に役立つことを目的として、
- 組織体の諸活動の遂行状況に対して、合法性と効率性の観点から、**公正、かつ、客観的な立場で検討・評価し、**
- これに基づき、問題となる点等を見出し、特に改善が重要と思われる事項について、組織の**自助作用**として、助言・勧告を行う組織内の独立した機能

◎ 企業活動

- コンプライアンス (ルールに沿った企業活動)
- コーポレートガバナンス (企業統治)



- 企業の経営方針をいかに実行するか⇒マネジメント
- 経営状況をいかに管理・監督するか⇒**内部統制**

企業にとって、
「内部監査」 はとても重要！



企業のシステムが**健全に機能しているかを審査**

外部監査

内部監査



2 内部監査②（内部監査の目的）

◎ 関税法基本通達34の2-9

(7) 評価・監査制度の整備

- ・ 社内管理既定の諸手続きが厳格に順守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的な評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価・改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、**原則として毎年実施し**、評価・監査の都度、その**結果を税関に提出**する。

適正な貨物管理能力を維持

不適切な処理の早期発見
⇒ **改善**

事故・非違
⇒ **未然に防止**

2 内部監査③（内部監査人）

◎ 望ましい内部監査人像

- 社内管理規定等により、権限付与（高い独立性）
他からの制約を受けることなく、自由に、かつ、公正普遍的な態度で客観的に遂行する。
- 保稅業務に精通（十分な専門知識）
職責を果たすため、十分な知識、技能及び能力を有する必要がある。
- 関稅法上役職等の限定規定なし
会社法等でいう監査役、會計監査人等の必要はない。

◎ 関稅法基本通達上の規定

- 基本通達34の2-9（7）（社内管理規定の整備）
内部監査人による評価・監査を原則、**毎年実施し、その結果を税関に提出する。**
- 基本通達34の2-11（2）（保稅業務を委託する場合の範囲）
総合責任者、貨物管理責任者・・・、**内部監査人は、被許可者の従業員**
- 基本通達42-11（6）（許可の際に付する条件）
内部監査人による評価・監査を原則、**毎年実施し、その結果を税関に提出する。**

3 内部監査のポイント①（心構え・手法）

監査人としての心構え

精神的独立性が重要

- ・ 内部監査人は、良心と信念に基づいて、公正・普遍の立場で監査を行い、いかなる圧力にも負けない
- ・ 内部監査の計画から実施、報告に至るまでに要求される要件
- ・ 内部監査の信頼性を確保

基本的な監査手法

①質問

単純な「はい」「いいえ」でない回答を導き出す。
あらかじめ質問内容をリストアップ（事前準備）

②閲覧

規定、マニュアルを読み内容を理解、ルールの存在を確認（事前準備）

③照合

一致すべきデータを突合させ整合性を確認。台帳と関係書類の突合。
担当者の交代時、特異事例の発生時は特に注意

④観察

現場に赴き、実際の作業内容、設備等の状況・存在を確認

3 内部監査のポイント①（手法）

模範的な監査手法

- ◎ **監査計画の作成**
 - ・ 貨物管理の実態把握
（貨物の種類、業務量、人員、勤務体制、台帳の種類）
 - ・ CP履行状況の把握（CPの内容及び周知、教育訓練の内容・頻度等）

- ◎ **評価基準の作成**
 - ・ どのような点をポイントとして確認するかを事前に確認
 - ・ 効率的な監査のためのチェックリストの活用

- ◎ **監査結果の報告とフォローアップ**
 - ・ 総合責任者等の幹部及び受検者への報告並びに税関への報告
 - ・ 社内でのフォローアップ体制の確立及び的確な改善策の提言
 - ・ 講評会を開催し、今後の改善活動について協議
 - ・ 内部監査で明らかとなった点について改善活動が行われていることを確認

3 内部監査のポイント②（搬出入管理）

搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 搬入関係書類（保税運送承認書、ポートノート、送り状等）と貨物との対査確認は確実に行われているか
- ・ 搬出関係書類（輸出入許可書、保税運送承認書等）と貨物との対査確認は確実に行われているか

担当者に、関係書類のどの部分を見て対査確認しているかを確認

搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 保税台帳への記帳やNACCSへの登録業務が手順書等に基づき、速やかに処理されているか
- ・ 保税台帳への記帳やNACCSへの登録業務を行う際の書類は、確認書類として適正な書類であることを確認する

3 内部監査のポイント③ (搬出入管理)

CPと実際の搬出入手続と一致しているか

【確認方法 (例示)】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が社内業務手順書通り手続きを行っているかを確認しているか

担当者が変更となった場合に不適切な処理に至る場合が多いので、注意が必要!

CPと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか

【確認方法 (例示)】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングの上、認識度を確認する

搬出入の実態に即した適正な記帳を行うために、どのような措置を講じているか。また、その措置は効果的か

【確認方法 (例示)】

- ・ 担当者に具体的な書類を提示させ、又は記帳を実施させて習熟度を判断

3 内部監査のポイント④（在庫管理）

帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 貨物在庫状況照会（IWS）による在庫と現物在庫が一致しているか
- ・ 記録簿等により、定期的に在庫確認を行っている資料は保存しているか

現場における実在庫の確認が重要！

長期蔵置貨物について、管理等が適正に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 長期蔵置貨物の意味を理解しているか
- ・ 長期蔵置となった場合の保税手続は適正に行われているか
- ・ 蔵置期間等を定期的に管理する方策がとられているか
- ・ 蔵入承認（IS）の意味を理解しているか

3 内部監査のポイント⑤（在庫管理）

CPと実際の在庫管理手続が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っていることを確認しているか

CPと実際の在庫管理手続を一致させるため、どのような措置を講じているか。また、その措置は効果的か。

【確認方法（例示）】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングの上、認識度を確認する。
- ・ 月末に棚卸を行っているか。また、その際の記録は保管しているかを確認する。

3 内部監査のポイント⑥（蔵置管理）

保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか

【確認方法（例示）】

- ・ 担当者が保税地域のエリアを認識しているか
- ・ 保税地域のエリアが明確にわかる措置（表示、線引き等）がとられているか

通関担当者が保税地域のエリアを知らずに、保税地域外に外国貨物を移動させたケースが過去に発生した

貨物が適正に区分蔵置されているか。また、貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 輸出貨物と輸入貨物は区分して蔵置されているか
- ・ 貨物の表示（さし札）がわかりやすく、なされているか
- ・ 危険品、高価品の保管状況は万全であるか

「さし札」の内容が十分かを確認（基本通達34の2-6）

3 内部監査のポイント⑦（蔵置管理）

CPと実際の蔵置管理手続が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により、業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っているかを確認する

CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか、また、当該措置は効果的か

【確認方法（例示）】

- ・ 施設面、人的配置の観点から、保全体制は十分か
- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により、業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っているかを確認する

盗難は亡失に該当し、関税を納付する義務が発生！

3 内部監査のポイント⑧（記帳管理）

帳簿に必要事項が記載されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 関税法施行令第29条の2に規定されている記帳項目が記載されているか
 <NACCS民間管理資料による保税台帳の場合>
- ・ 配信データの担当者は、確認簿等を定め、取得忘れの防止に努める
- ・ 配信データの取出状況を責任者が定期的に確認しているか
 また、保存データ（バックアップデータを含む）を定期的に確認しているか
- ・ IS、マニュアル申告等、NACCS管理資料に反映されないものについて、マニュアル管理台帳の記帳管理は適正に行われているか。

その他留意すべき点

- NACCS管理資料またはその他自社システムの電磁的記録を保税台帳とする場合は、基本通達34の2-4（2）による**税関への届出が必要**
- BIA、BOC等、各NACCS業務を的確に登録しないとNACCS管理資料に反映しない場合があるので、**貨物の動きに合わせて、適時・適切なNACCS業務が重要**

3 内部監査のポイント⑨（記帳管理）

輸出入許可書、保税運送承認書等、又はその写しが整理・保存されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 必要な書類は保存されているか。また、保存期間は適切か

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、現物確認を！

CPと記帳手続が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により、業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っているかを確認する

★記帳の重要性

関税法では、貨物管理者に、貨物の搬出入及び取扱い等の状況の事実を明確に記帳することを義務付け、これによって、貨物の状況が明らかとなることにより適正な貨物管理を確保し得るものであり、「自主管理の根幹」である。

3 内部監査のポイント⑩（通報体制・教育訓練）

通報体制の履行状況は適正に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切に行われているか
- ・ 社内、業務委託先との連絡体制について更新されているか
- ・ 責任者不在時の対応マニュアルが整備されているか

従業員（下請け業者を含む）に対する社内研修は十分に実施されているか。
また、その結果は責任者に報告しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 部内研修の開催結果を記録として保存しているか
- ・ 部外研修等への参加記録を残しているか。また、その内容が社内等で共有されているか
- ・ 関係法令や通達等の改正に伴い、業務手順書等を遅滞なく改訂しているか

税関による業務検査又は内部監査時に受けた指導・指摘事項が社内全般に波及・遵守されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 定例ミーティングの機会等を利用して、周知徹底が図られているか

3 内部監査のポイント⑪（その他）

貨物の取扱等が許可の内容通り、適正に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 外国貨物等の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は立会っているか
- ・ 貨物の取扱いに際し、貨物の異常を確認した場合、速やかに責任者や税関に報告しているか
- ・ 不適正な税関手続き等があった場合には、総合責任者に報告されているか

問題となる業務委託はないか

【確認方法（例示）】

- ・ 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結しているか
- ・ 業務委託先の業務遂行能力、組織等に問題がないか
- ・ 蔵置場の責任者又は担当者は、受託貨物の性状、取扱注意事項等を把握しているか

契約内容、期間を確認することも重要！

3 内部監査のポイント⑫（その他）

税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分か

【確認方法（例示）】

- ・ 各保税担当者等に役割に見合った知識を持たせるため研修を行っているか
- ・ 関税六法、基本通達等必要な執務参考図書が整備され、有効に活用されているか
- ・ NACC Sシステムの操作資料、手順書が配備され、有効に活用されているか

許可条件に記載されている保税の手続きは適切に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 法人の名称、役員及び主要従業者等の変更届は、遅滞なく提出されているか
- ・ 内部監査の結果が税関に提出されているか

4 保税業務検査（検査における着眼点）

☆社内管理責任体制の状況確認

☆貨物管理手続き等の確認

- ・搬入、搬出の管理状況
- ・蔵置状況
- ・貨物取扱等の状況
- ・記帳・記録等の保管状況

☆貨物保全のための体制の確認

☆税関への通報体制の確認

☆教育訓練についての状況確認

- ・実施状況及び実施結果（報告）

☆評価・監査制度の実態及び実施状況確認

☆その他留意事項の確認

4 保稅業務検査（神戸税関管内）

★平成28事務年度の保稅業務検査における指摘・指導事項

○指摘事項（内部監査関係に限る）・・・6件（検査件数の1%）

※ 内部監査の未実施、内部監査の内容不適切

○指導事項（内部監査を含むすべて）・・・88件（検査件数の15.6%）

◎ 主な指導事項

- * 記帳に関するもの
（搬出年月日の誤り、管理資料取出し、関係書類の未整備等）
- * 社内管理規定に関するもの
（必要事項の追記、実態に即したCPの見直し等）
- * 社内研修・教育に関するもの
（社内研修の未実施、研修結果の未作成等）
- * 蔵置管理体制に関するもの（さし札・区分蔵置が不十分等）
- * その他の指導事項（組織図変更未提出、蔵置貨物種類変更未提出等）

*** 内部監査に関するもの（次ページ参照）**

4 保稅業務検査（内部監査に係る指導事項）

- ☆ 保稅業務に携わっている者が内部監査人となっていた
 - ・ 保稅担当者や顧客責任者が兼務していた

- 理想的な内部監査人とは・・・
 - ・ 高い独立性や他から制約を受けることなく遂行できること。
 - ・ 保稅業務に精通（十分な専門知識）があること。

- ☆ 従業員への研修・教育が実施されていなかった
 - ・ 一定期間（3年以上）社内研修が実施されていない
 - ・ 研修は実施している（口頭説明）が研修資料が保管されていない

- 担当者全員に対しての社内研修を実施できない状況であるが、代わりとなる良い方法はないか・・・
 - ・ 勉強会や講習会での研修資料を活用をし、朝のミーティング等で周知。
 - ・ 研修資料の回覧を行い、回覧記録を整理保管する。

4 保税業務検査（内部監査に係る指導事項）

☆ 内部監査において改善要請事項があったにもかかわらず、改善・見直しがされていなかった

○改善要請の実施は、非違等を未然に防ぐ観点から重要であり、自らが改善・見直しを行うことが大切。

☆ 内部監査チェックリストが業務実態に対応していないものを使用していた

- ・ CPと内部監査項目が連動していない
- ・ 実際の貨物管理体制に即しておらず適正なチェック体制になっていない

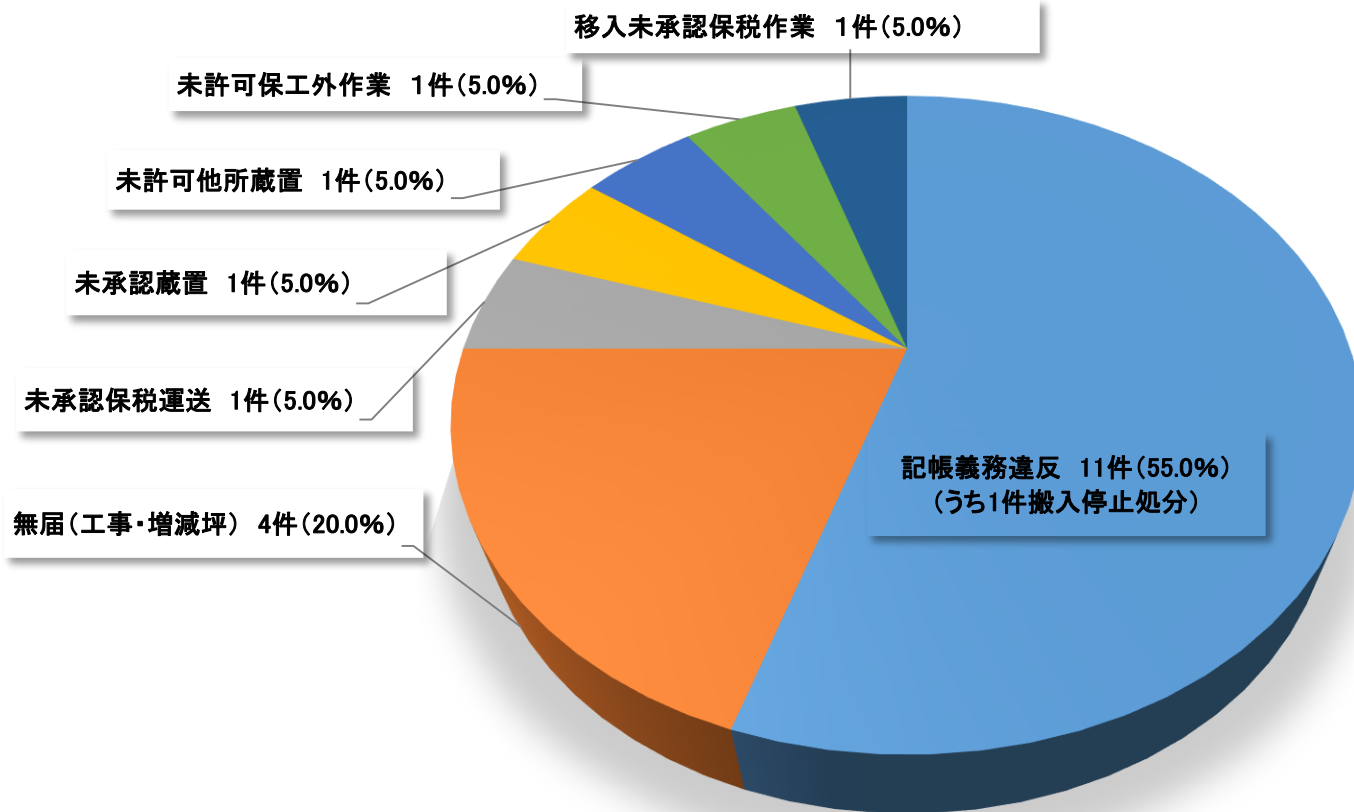
○どのように見直しをすれば良いのか・・・

- ・ CPに沿って貨物管理が適正に行われているかをチェックするもの。貨物の管理体制が変われば、CPの変更、内部監査項目の変更が必要。

5. 最近の保税地域の処分、非違の概要

平成28事務年度 神戸税関管内の非違・処分の概要

神戸税関監視部



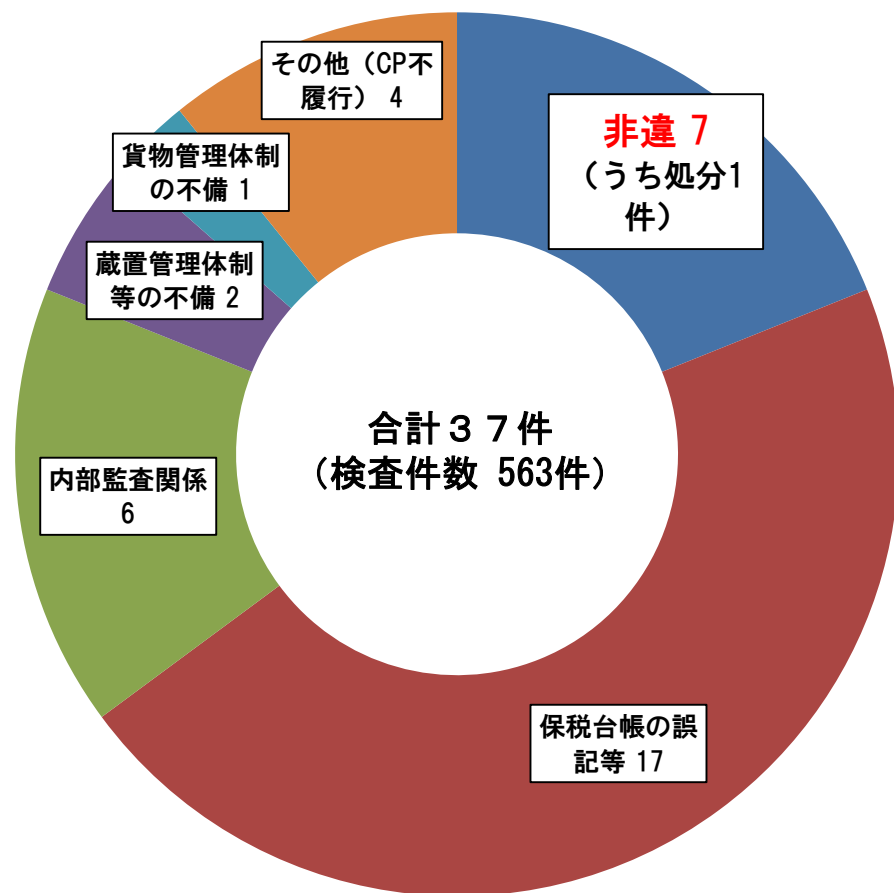
計20件（うち処分1件） ※【3件】

※【3件】は処分になり得た件数（内書）

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

5. 最近の保税地域の処分、非違の概要

保税蔵置場等検査結果（平成28事務年度 神戸税関管内）



非 違：7件

- ・管理資料収録漏れ (記帳義務違反) 1件
- ・管理資料登録漏れ (搬出登録漏れ) (記帳義務違反) 1件
- ・保税台帳未記帳 (m) (記帳義務違反：処分1件) 5件

(注) m：マニュアル台帳

指摘事項：30件

- ・保税台帳の誤記等 (貨物搬出日誤記、誤搬出「事故」、見本持出日記帳ミス等) 17件
- ・内部監査関係 (内部監査未実施、内容不適切) 6件
- ・蔵置管理体制等不備 (差札の不備) 2件
- ・貨物管理体制の不備 (保税運送番号の不備) 1件
- ・CPの不履行 (CPと手続き不一致等) 4件